

事務連絡  
2026年6月3日

建設業団体 各位

国土交通省  
不動産・建設経済局 国際市場課

秩序ある共生社会の実現に向けた  
適正な外国人雇用推進に関する御協力について（周知依頼）

日頃より国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

毎年6月1日からの30日間については、出入国在留管理庁において、「秩序ある共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」としており、外国人雇用の適正化に関する各種広報・啓発活動を行うこととしております。

今般、同庁より本活動に基づく情報提供がございましたので、各団体におかれましても添付のリーフレットをご参照いただきつつ、傘下企業の皆様への周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【主なポイント】

- ・ 不法就労となるケースについて
- ・ 在留カードの記載情報のうち、事業者が確認すべき事項
- ・ 外国人労働者との間で起こるトラブルと注意すべき点

【参考】

出入国在留管理庁ホームページ（関連施策）

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/taisaku.html>

以上、何卒よろしくようお願い申し上げます。